

令和5年第1回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

会 議 録

令和5年7月20日 開会

令和5年7月20日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第7号（7月13日）

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○広域連合長あいさつ	3
○議員の議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○副議長の選挙	5
○広域連合議会運営委員会委員の選任について	6
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第10号の上程、説明、採決	12
○議案第11号の上程、説明、採決	13
○議案第12号の上程、説明、採決	14
○広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	14
○議決事件の条項、字句等の整理	15
○閉会	16
○会議録署名	17

令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第7号

令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年7月13日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 上村 英司

記

- 1 期 日 令和5年7月20日（木）午後2時00分
- 2 場 所 山梨県自治会館1階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員（25名）

1番 金丸 三郎	2番 戸田 元	3番 奥秋 保
4番 土屋 裕紀	5番 藤本 実	7番 小池 伸吾
8番 清水 敏行	9番 金丸 寛	10番 山田 宏司
11番 内田 倫弘	12番 相沢 俊行	13番 薬袋 正
14番 高尾 貫	15番 米山 久志	16番 山下 利彦
17番 遠藤 高芳	18番 小林 和良	19番 河住 保茂
20番 白井 勝光	21番 梅原 浩一	23番 高村 明成
24番 三浦 秀康	25番 倉沢 鶴義	26番 中川 勇
27番 守屋 旭		

不応招議員（2名）

6番 木内 吉英	22番 天野 弥一
----------	-----------

令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年7月20日（木）午後2時00分開会

- 日程第1 議員の議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第6 承認第1号 （令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号））
専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第7 承認第2号 （令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 日程第8 議案第7号 山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 同意第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて
- 日程第11 同意第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて
- 日程第12 同意第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについて
- 日程第13 山梨県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで議事日程に同じ

出席議員（25名）

1番 金丸 三郎	2番 戸田 元	3番 奥秋 保
4番 土屋 裕紀	5番 藤本 実	7番 小池 伸吾
8番 清水 敏行	9番 金丸 寛	10番 山田 宏司
11番 内田 倫弘	12番 相沢 俊行	13番 薬袋 正
14番 高尾 貫	15番 米山 久志	16番 山下 利彦
17番 遠藤 高芳	18番 小林 和良	19番 河住 保茂
20番 白井 勝光	21番 梅原 浩一	23番 高村 明成
24番 三浦 秀康	25番 倉沢 鶴義	26番 中川 勇
27番 守屋 旭		

欠席議員（２名）

6番 木内 吉英 22番 天野 弥一

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	上村 英司	事務局長	尾形 武徳
事務局次長	渡邊 滋人	業務課長	金子 智奈美
会計管理者	石川 祐実	保健事業担当リーダー	山下 慎介
資格管理担当リーダー	樋川 雄貴	給付担当リーダー	神谷 智則

事務局職員出席者

書記長 雨宮 幸司 書記 佐藤 紗世 書記 渡辺 晃志

【開 会】

開会 午後2時10分

●議長（藤本実）

ただいまから、「令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会」を開会いたします。

議員定数27人のうち本日の出席議員は25人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長（藤本実）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入る前にご報告申し上げます。6番 木内吉英議員、22番 天野弥一議員より欠席の届けが、ありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく監査委員からの例月出納検査の報告はお手元に配布のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長（藤本実）

ここで、上村広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

上村広域連合長。

○広域連合長（上村英司）

皆様、こんにちは。本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議会令和5年第1

回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙にもかかわらずご参集いただきましたこと御礼申し上げます。

議会が開会されるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、今年度から広域連合長に就任いたしました北杜市の上村英司でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議員の皆様方には、平素から、当広域連合の運営に際しまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度でございますが、団塊の世代とされる方々が後期高齢者となり、現役世代への負担が増大し続けている中、国では全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部を改正する法律を制定し、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう見直すことや、出産育児一時金等の支給に要する費用の一部を後期高齢者の皆様にもご負担いただくなど、所要の措置を講じているところであります。

また、保険料率につきましては、長らく据え置いておりましたが、被保険者の増加や医療の高度化に対応するため、令和4、5年度で改定を行ったところであります。

今後におきましても、被保険者の更なる増加や医療の高度化、制度改正等々が見込まれますので、後期高齢者の皆様方が安心して医療を受けられるよう、必要に応じた改正を行ってゆきたいと考えております。

制度の改正などにおきましては、きめ細やかな広報に努めてまいりますので、ご理解願いたく存じます。

今臨時会におきましては、前副広域連合長の退職に伴う新たな副広域連合長の選任や任期満了に伴う監査委員、公平委員の選任に関する3件の同意案件と今年2月の定例会以降に行われました補正予算の専決処分に関する2件の承認案、また、条例の一部改正案2件を提案させていただきます。これら案件につきましては、皆様の十分なご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶にさせていただきますと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【議員の議席の指名】

●議長（藤本実）

それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。

今年2月の定例会以降に選出されました11名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、1番 甲府市選出 金丸三郎議員、2番 富士吉田市選出 戸田元議員、3番 都留市選出 奥秋保議員、11番 上野原市選出 内田倫弘議員、13番 中央市選出 葉袋正議員、19番 昭和町選出 河住保茂議員、22番 忍野村選出 天野弥一議員、23番 山中湖村選出 高村明成議員、24番 鳴沢村選出 三浦秀康議員、26番 小菅村選出 中川勇議員、27番 丹波山村選出 守屋旭議員の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長（藤本実）

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、2番 戸田元議員、17番

遠藤高芳議員を指名いたします。

【会期の決定】

●議長（藤本実）

次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

【副議長の選挙】

●議長（藤本実）

次に、日程第4「副議長の選挙」を行います

選挙の方法については、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議ありませんので、副議長選挙の方法は指名推選といたしました。

お諮りいたします。指名推選については議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議ありませんので、議長において指名することにいたしました。

それでは、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に高村明成議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました高村明成議員を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議ありませんので、高村明成議員が山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました高村明成議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、当選されました高村明成議員のご挨拶をお願いします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

高村議員。

●副議長（高村明成）

就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方のご推挙をいただきました山中湖村の高村でございます。議長の補佐役として、議会が円満、円滑に運営されますよう、一意専心取り組んで参りたいと思います。

広域連合長をはじめ議員の皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願

いを申し上げまして、大変簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長（藤本実）

次に、日程第5「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により議長において指名いたします。7番 小池伸吾議員、26番 中川勇議員、27番 守屋旭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました小池伸吾議員、中川勇議員、守屋旭議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【日程第6 承認第1号】

●議長（藤本実）

次に、日程第6 承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

それでは、説明をいたします。

承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」、地方自治法第179条第1項の規定により「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）について」専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算額は、238万2千円を繰越明許費とするものでございます。内容につきましては、渡邊事務局次長より説明を申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

よろしくお願いをいたします。議案につきましては、1頁から3頁となります。

まず、はじめに1頁をお開きください。

「専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。具体的な改正内容につきましては3頁となりますので、3頁をお開きください。

令和4年7月11日に開催いたしました令和4年第1回山梨県後期高齢者医療広

域連合臨時会議案第8号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の議決に基づき、当広域連合が代位取得いたしました第三者行為による損害賠償請求金の支払いに対する訴えを提起するために必要な予算が確保されました。それと並行いたしまして損害賠償金の支払いを求める訴えを提起いたしました。

この訴えの提起に必要な費用355万円のうち着手金116万8千円につきましては、令和4年度中の支払いが完了しております。しかしながら、令和5年3月17日の裁判後も訴訟が継続中であり、令和4年度内の終了が見込めないことから、第1表繰越明許費2款総務費1項総務管理費事業名一般管理事務事業238万2千円を令和5年度に繰り越すものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。

ただいまから承認第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

14番高尾議員。

●14番議員（高尾貫）

14番の市川三郷町の高尾でございます。

3頁のですね、繰越明許費の関係ですけれども、先ほど事務局のほうから詳細な経過について話しされました。これは損害賠償金のことあるのですが、繰越明許費のほうは私も理解してはいますが、116万8千円という着手金になってますよね。ということになりますと、私もいくつも裁判はしていませんけれども、裁判経過などを見ますと、大体116万8千円と言いますとその10倍の損害賠償を求めることになるわけでございますよね、今までの経過の中では。そういったことも含めて、これはまあ、先ほど令和5年度までに渡ったということの報告を受けました。5年度で解決するのか。さらに6年度以降まで引き継ぐのか。その辺のことが分かりません。裁判中でありますから、説明できないこともあるかもしれませんが、見通しだとか見越みとか、そういったものは一定程度お話しできると思っておりますが、いかがでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

私のほうから説明をさせていただきます。先ほどもちょっとご説明をさせていただきましたが、一応6月の裁判を傍聴いたしまして、その時点で加害者、被害者、広域連合のほうの全ての訴えの内容と証拠書類のほうの提出は終わっております。近日中に裁判所のほうからまず和解案を提出するという連絡のほうをいただいております。その内容を確認しまして、問題なければ和解という形で決着するものと思っておりますが、和解案を示されたところで検討をさせていただくという形となっております。以上でございます。

●議長（藤本実）

高尾議員。

● 14番議員（高尾貫）

ありがとうございます。県民全員の税金でありますから、ぜひ取り扱いは慎重に。ありがとうございました。

● 議長（藤本実）

他にございませんか。

『「質疑なし」の声』

● 議長（藤本実）

はい。なければ、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

● 議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」は原案のとおり承認することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、挙手全員であります。よって「承認第1号」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

【日程第7 承認第2号】

● 議長（藤本実）

次に、日程第7 承認第2号「専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

● 議長（藤本実）

尾形事務局長。

○ 事務局長（尾形武徳）

承認第2号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」であります。

地方自治法179条第1項の規定により「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。補正予算額は2億8346万円を減額するものでございます。

内容につきましては、金子業務課長より説明を申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

● 議長（藤本実）

金子業務課長。

○ 業務課長（金子智奈美）

承認第2号 補正予算の詳細について、ご説明いたします。

この補正予算は、支払基金交付金等の交付決定額の減額に伴い、療養給付費の支払いへ充てるため、予定しておりました医療給付基金への積立てを減額するとともに、医療給付基金及び保健事業等支援基金からの繰入れを行ったものです。

議案書の6頁をお開きください。

歳入1款市町村支出金1項市町村負担金2目療養給付費負担金及び3款県支出金1項県負担金1目療養給付費負担金の1節現年度分それぞれ4673万円の減額は、

療養給付費負担金の金額の決定に伴う減額でございます。4款1項支払基金交付金1目後期高齢者交付金1節現年度分3億6106万円の減額は、支払基金交付金の支給額の決定に伴い減額したものでございます。7款繰入金2項基金繰入金1目1節後期高齢者医療給付基金繰入金422万円の増額と2目1節保健事業等支援基金繰入金1億6684万円の増額は、療養給付費の支払いへ充てるために増額したものでございます。

7頁をご覧ください。

歳出2款保険給付費1項療養諸費1目療養給付費は、財源の更正となっております。5款1項基金積立金1目後期高齢者医療給付基金積立金2億8346万円の減額は、療養給付費の財源不足が見込まれたため、予定していた医療給付基金への積立金を減額し、療養給付費の財源としたものでございます。

以上が、承認第2号の専決処分を行った「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の説明となります。よろしく願いたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。

ただいまから、承認第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。承認第2号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」は原案のとおり承認することに、賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって承認第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

【日程第8 議事第7号】

●議長（藤本実）

次に、日程第8 議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例制定について」であります。個人情報保護に関する法律の改正等に伴い、開示決定等の期間並びに所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、渡邊事務局次長より説明を申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

よろしく願いいたします。議案につきましては、8頁から11頁となっております。はじめに8頁をお開きください。

議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

提案の理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、改正法と本条例の均衡を確保するため、改正を行うものであります。具体的な改正内容につきましては、9頁の改正文によりご説明させていただきます。9頁をご覧ください。

改正内容につきましては3点ございます。

1点目につきましては、第10条第1項及び第2項、第3項の一部改正であります。内容としましては、情報の開示決定等の日数につきましては、個人情報の保護に関する法律」では日数が30日以内とされておりますが、山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第10条第1項では14日以内となっているため、個人情報の保護に関する法律の日数である30日以内に合わせるよう改正するものでございます。

同条第2項についても、事務処理が困難で正当な理由があるときの開示決定については30日以内となっているところを更に30日以内で延長することが出来ることとし、個人情報の保護に関する法律の日数である60日以内に合わせるよう改正するものでございます。

同条3項では、公文書が著しく大量であった場合の開示決定の日数について、開示請求があった日から30日以内に相当な部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当な期間内に開示決定等をすれば足りるとしておりましたが、個人情報の保護に関する法律に合わせまして60日以内に改正するものであります。

続きましては、2点目でございますが、第18条第4項の一部改正であります。

山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会の委員任期は、これまで1期2年に再任による2年の計4年をひとつのサイクルとして委嘱させていただいておるところでございます。近年、デジタル社会等の進展により、個人情報をどのように取り扱い、どのように公開していくか、非常に繊細な部分をお取り扱いいただき、ご審議いただいております。このような背景を踏まえ、個人情報を公開するための諸所の対応、判断には、個人情報に対する制度への深い造詣や高度な知識、経験が必要と考えております。そのため、1期2年で委員を改選することによる懸念がある中、再任をお願いしてきたこと、それから、監査委員会の委員、公平委員会の委員、選挙管理委員会の委員などの他の行政委員の任期が4年となっていることとの均衡を図るために、1期4年に改正するものでございます。

最後、3点目でございますが、別表（第14条関係）の一部改正であります。

個人情報の保護に関する法律では、開示の実施は、その種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行うとされており、その開示に係る手数料については、できる限り利用しやすく、実費の範囲内において定めるとしてありますので、より簡潔かつすべてを包括した形で整理したものが改めて整理したものが本別表となっております。

10頁、11頁につきましてはその新旧対照表となっておりますので、ご確認いた

だければと思います。

説明は以上となりますが、法律と条例の均衡が保たれることによって同一步調がとれるものと考えておりますので、提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、挙手多数であります。よって「議案第7号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程9 議事第8】

●議長（藤本実）

次に、日程第9 議案第8号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第8号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

個人情報保護審査委員の改選に伴い、現行2年の委員の任期を他の行政委員の任期と均衡を確保するため、改正するものでございます。

内容につきましては、渡邊事務局次長より説明を申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

よろしく申し上げます。それでは、12頁をお開きください。

議案第8号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

具体的な改正内容につきましては、13頁となりますので、13頁の改正文をご覧ください。

第8条第4項の一部改正となります。先ほどの「情報公開条例の一部の改正」の説明と重複いたしますが、山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会の委員任期は、これまで1期2年と再任によりさらに2年加えた計4年をひとつのサイクルとして委嘱させていただいております。近年、デジタル社会の進展等により、個人情報をどのように取り扱い、どのように保護していくか、非常に繊細な部分を取り扱いいただき、ご審議いただいております。このような背景を踏まえ、個人情報保護への諸所の対応、判断には、個人情報保護制度への深い造詣や高度な知識、経験が必要と考えております。そのため、1期2年で委員を改選することによる懸念がある中、再任をお願いしてきたこと、それから、監査委員会の委員、公平委員会の委員、選挙管理委員会の委員など他の行政委員の任期が4年となっていることとの均衡を図るために、1期4年に改正するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

はい、質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、「議案第8号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 同意第1号】

●議長（藤本実）

次に、日程第10 同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

上村広域連合長。

○広域連合長(上村英司)

同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて」であります。

副広域連合長でありました小菅村長の舩木直美氏の退職に伴い、新たに道志村長の長田富也氏を副広域連合長に選任いたしましたので、同意をお願いするものであります。

●議長（藤本実）

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

ここで、長田富也副広域連合長より挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

はい、長田副連合長。

○副広域連合長（長田富也）

ただいま皆様に副広域連合長としてご同意いただきました長田でございます。

微力ではございますが、上村広域連合長と共に責務を全うしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

よろしくお祈りいたします。

【日程第11 同意第2号】

●議長（藤本実）

次に、日程第11 同意第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番 内田倫弘議員の除斥を求めます。

提案理由の説明を求めます。

<内田議員退場>

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

上村広域連合長。

○広域連合長（上村英司）

同意第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて」であります。

代表監査委員でありました富士吉田市の渡邊龍雄氏の任期満了に伴い、新たに、南巨摩郡身延町 中澤俊雄氏を、また、議会選出監査委員でありました昭和町の田中博愛議員の任期満了に伴い、新たに、上野原市 内田倫弘議員を監査委員に選任いたしましたので、同意をお願いするものであります。

●議長（藤本実）

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

内田倫弘議員の議場への入場を許可します。

<内田議員入場>

【日程第12 同意第3号】

●議長（藤本実）

次に、日程第12 同意第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

上村広域連合長。

○広域連合長（上村英司）

同意第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

公平委員会委員であります田中公夫氏、小林祺一郎氏、古屋賢一氏の任期満了に伴い、新たに、南アルプス市 小野俊文氏、南巨摩郡南部町 萩原敬氏、南巨摩郡富士川町 堀之内美彦氏を、公平委員会委員に選任したいので、同意をお願いするものでございます。

●議長（藤本実）

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙】

●議長（藤本実）

次に日程第13「山梨県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

はじめに、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選の方法で行いたと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

異議なしと認めます。指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員については、議案集19頁の「選挙資料」のとおり、都留市 酒井利光氏、山梨市 岩下英一氏、北都留郡丹波山村 田中雄二氏、西八代郡市川三郷町 岸本國雄氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名いたしました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議なしと認めます。よって、指名をいたしました酒井利光氏、岩下英一氏、田中雄二氏、岸本國雄氏の4名が、選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議なしと認めます。指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員については、「選挙資料」のとおり、それぞれ順位を付し、1位 大月市 相馬茂氏、2位 南巨摩郡早川町 望月正巳氏、3位 韮崎市 清水亘氏、4位 南巨摩郡身延町 佐野和雄氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議なしと認めます。よって、指名をいたしました、相馬茂氏、望月正巳氏、清水亘氏、佐野和雄氏の4名が選挙管理委員補充員に当選されました。

【議決事件の条項、字句等の整理】

●議長（藤本実）

これをもちまして、本臨時会に付されました議案の審査はすべて終了いたしました。

本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任したいと思います。

お諮りいたします。これにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長（藤本実）

ここで、閉会にあたり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の臨時会は、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。

また、私事ではありますが、私の議員任期が今月26日までとなっております。令和3年10月25日に当広域連合議会議長に就任してから、1年9カ月あまり経ちますが、これまでの皆様のご協力に心より感謝申し上げます、少し早いのですが、議長退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会」を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後2時57分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 藤 本 実

署名議員 戸 田 元

署名議員 遠 藤 高 芳